

# 久留米(R7)アスベスト分析調査役務

工 事 名 称	久留米(R7)アスベスト 分析調査役務	図面 番号	1 / 5
図 面 名 称	表 紙	仕 様 書 番 号	
第321 基地通信中継久留米派遣隊			
令和7年8月27日			

## 特記仕様書

- 1 役務名 久留米(R7)アスベスト分析調査役務
- 2 役務場所 福岡県久留米市国分町100 陸上自衛隊久留米駐屯地
- 3 役務概要 石綿障害予防規則に基づく調査、結果報告 9棟

### 4 一般事項

- (1) 本仕様書は陸上自衛隊久留米駐屯地で実施する「アスベスト分析調査役務」に関する事項を規定する。
- (2) 本役務は、本仕様書によるほか、厚生労働省「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】(令和4年3月)」の定めるところに従い誠実に行うものとする。  
なお、本仕様書との内容に相違又は明示なき場合、疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うものとする。
- (3) 本役務の実施に関し、十分な知識、経験及び技術を有するものとし、かつ作業を完全に遂行できるものとする。
- (4) 本役務で使用する材料は仕様書に定める品質及び性能を有する新品とすることとし、監督官の検査を受け合格したものを使用すること。
- (5) 本仕様書に記載及び監督官の指示がなくとも技術上当然なすべき事項は、受注者の責任において実施すること。
- (6) 受注者は、駐屯地等の中で作業を行う場合、区域への立ち入り及び行動(出入門手続・火気取扱い・工事中通行路等)は、駐屯地等の規則(部隊諸規則)及び関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立ち入りを禁止する。
- (7) 駐屯地等の区域内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業するものとし、万一破損させた場合は、速やかに監督官及び駐屯地等の管理者に報告するとともに、受注者の負担において原形に復旧するものとする。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償するものとする。
- (8) 本役務作業時間は8時30分から17時までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は原則として実施しないものとする。ただし、やむをえない場合は監督官と調整のうえ実施するものとする。
- (9) 立入禁止区域内への立ち入り及び写真撮影は監督官と協議すること。
- (10) 役務写真撮影は受注者が実施するものとし、着手前の状況、各作業段階、作業完了及び完了後、明視できない箇所の作業状況並びに材料検収、その他監督官の指示するものを黒板等を使用してサービサイズに整理したうえ、提出するものとする。

工事名	久留米(R7)アスベスト分析調査役務	図面番号	2 / 5
-----	--------------------	------	-------

## 5 特記事項

### (1) 資格等

本役務実施に当たり、必要な資格は下記のいずれかとし、事前に監督官に資格証の写しを1部提出すること。

ア 建築物石綿含有建材調査者

イ 日本アスベスト調査診断協会に登録され、調査時点においても引き続き同協会に登録されている者

### (2) 検体採取

ア 受注者は調査対象建物及び調査個所に示す範囲の検体を実施すること。

調査対象建物及び調査個所（試料採集個所）

建物番号	建物名	建設年月日	構造	試料採集分析個所	試料採集分析数
21	ボイラー	S27.2.29	S-1	1F壁、天井	1個所2検体
122	木工所	S35.6.30	W-1	天井	1個所1検体
123	隊舎	S37.3.23	RC-3	3F廊下壁、天井	1個所2検体
128	隊舎	S39.3.30	RC-3	3F廊下壁、天井	1個所2検体
172	受電所	S47.12.12	RC-1	1F壁、天井	1個所2検体
175	隊舎	S50.3.22	RC-3	1F基通信電室床	1個所1検体
196	厚生センター	S59.3.23	RC-4	1F壁、天井	1個所2検体
201	隊舎	H3.3.25	RC-4	4F廊下壁、天井	1個所2検体
216	給排水所	H10.3.9	RC-1	1F壁、天井	1個所2検体

イ 検体採取に関しては厚生労働省作成「アスベスト分析マニュアル」及び関係法令に基づき適切な採取方法の徹底及び安全管理対策を実施すること。

ウ 検体採取個所の補修については、検体採取に伴う欠損部へ類似色のパテ等による補修を標準とする。

エ 検体採取に際し調査個所以外の検体採集部位において、アスベストの含有の可能性が高いと判断される部位が確認された場合は、官側へその旨を報告するものとする。

オ 検体採取前の事前調査は行わないものとする。ただし、必要の可能性のある場合は受注者と調整するものとする。

### (3) 検体分析

ア 分析方法は定性分析 JIS A 1481-1（偏光顕微鏡法）によるものとする。

イ 検体分析に際しては、厚生労働省作成「アスベスト分析マニュアル」に基づき、実施すること。

### (4) 結果報告

ア 受注者は分析結果が判明次第、速やかに発注者へ報告するものとする。

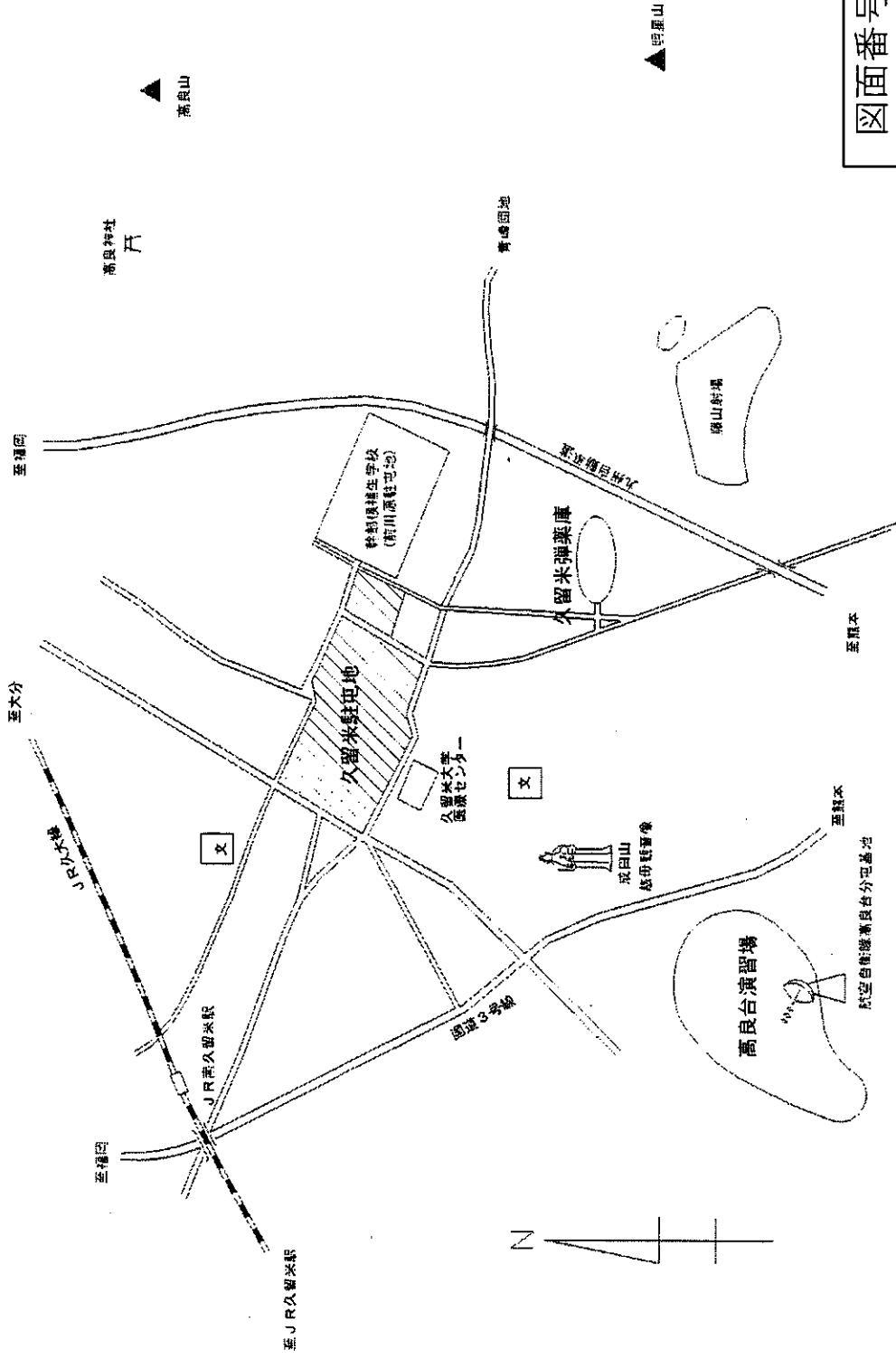
イ 分析結果は対象施設及び検体採取部位毎の結果が確認できるよう書面（様式随意）にて報告すること。

## 6 提出書類

(1) 工程表（予定及び実施）

(2) 分析結果報告書

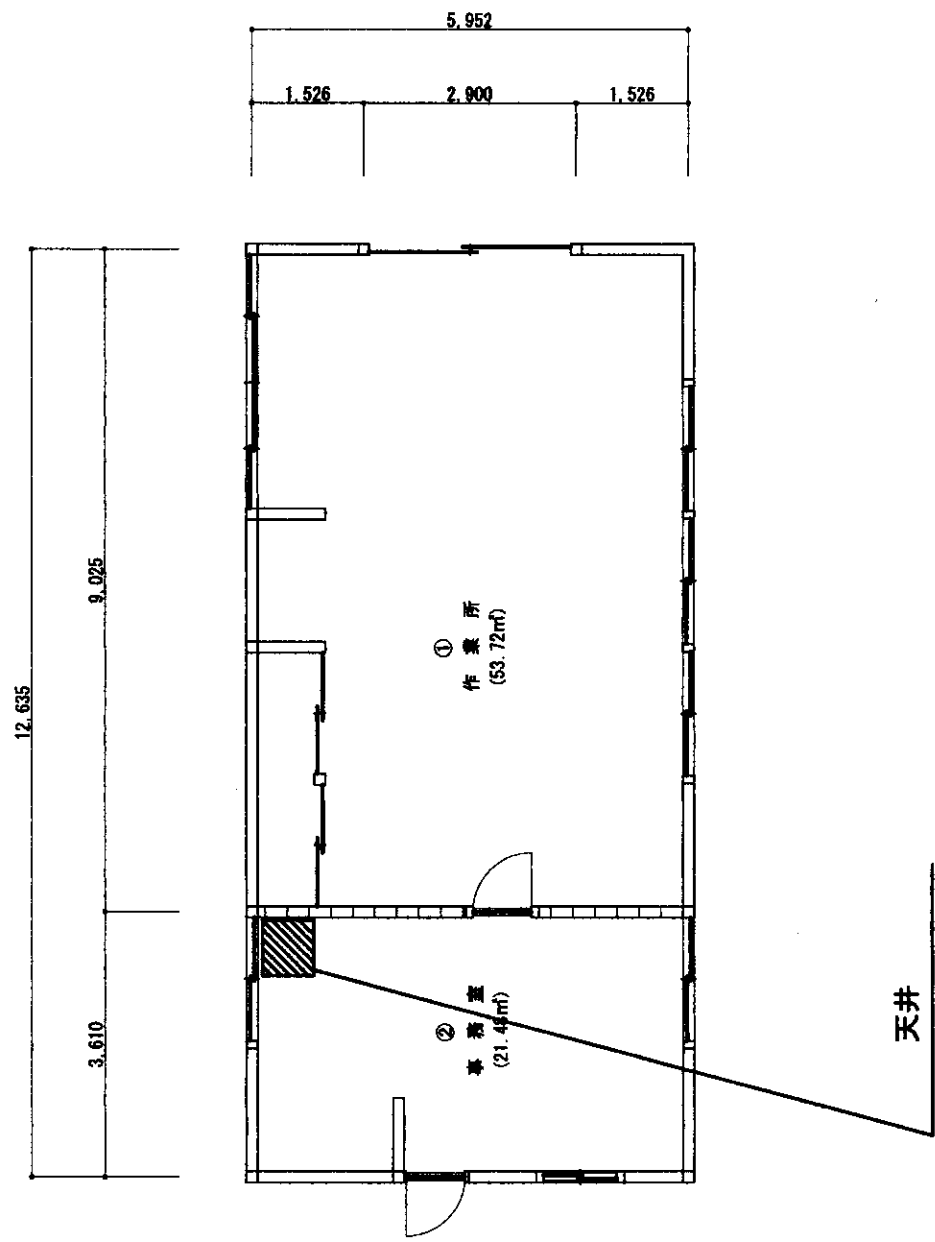
工事名	久留米(R7)アスベスト分析調査役務	図面番号	3 / 5
-----	--------------------	------	-------



図面番号-4/5

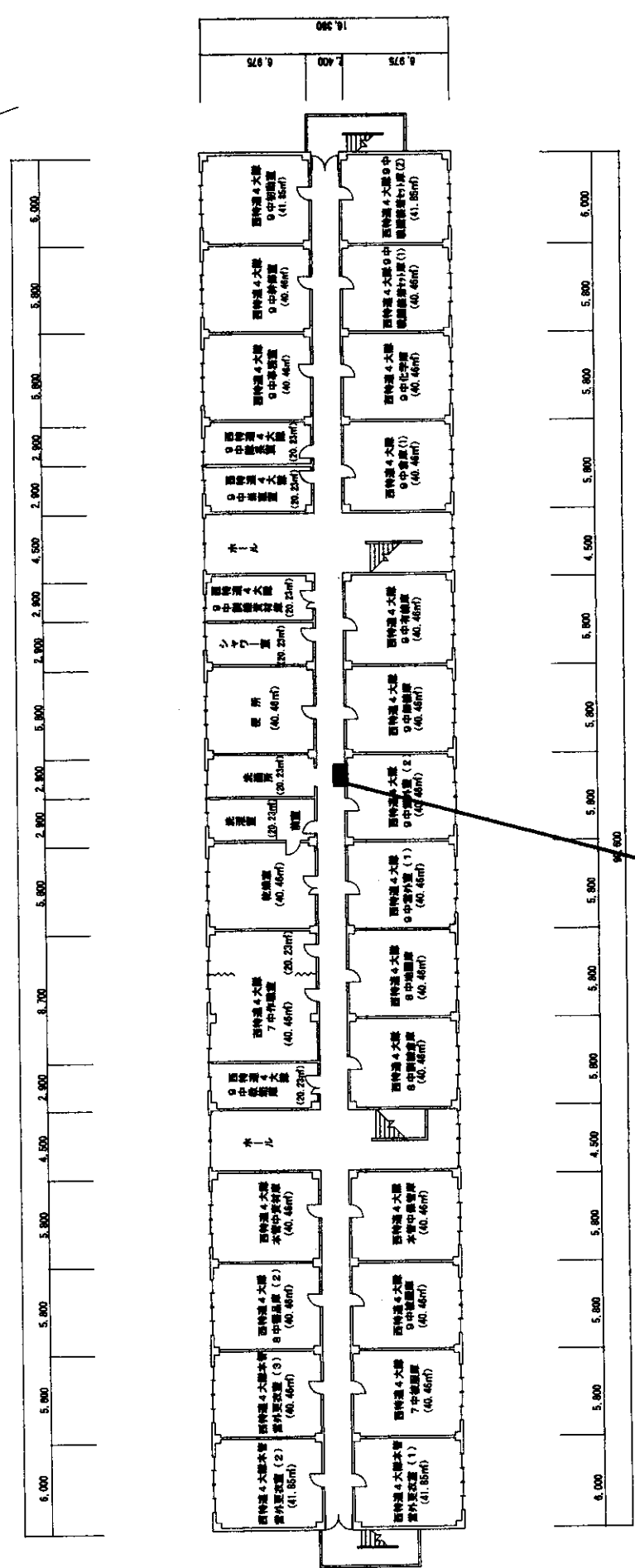
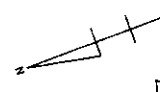


駐(分)屯地名	久留米駐屯地	図面	木工所平面図	建物番号	122	縮尺	1:100	作成年月	6.3.31	図面番号及び番号	5/5-2
---------	--------	----	--------	------	-----	----	-------	------	--------	----------	-------



建物名称	木工所
建築年月日	S35.6.30
建築面積	75.20
延べ面積	75.20

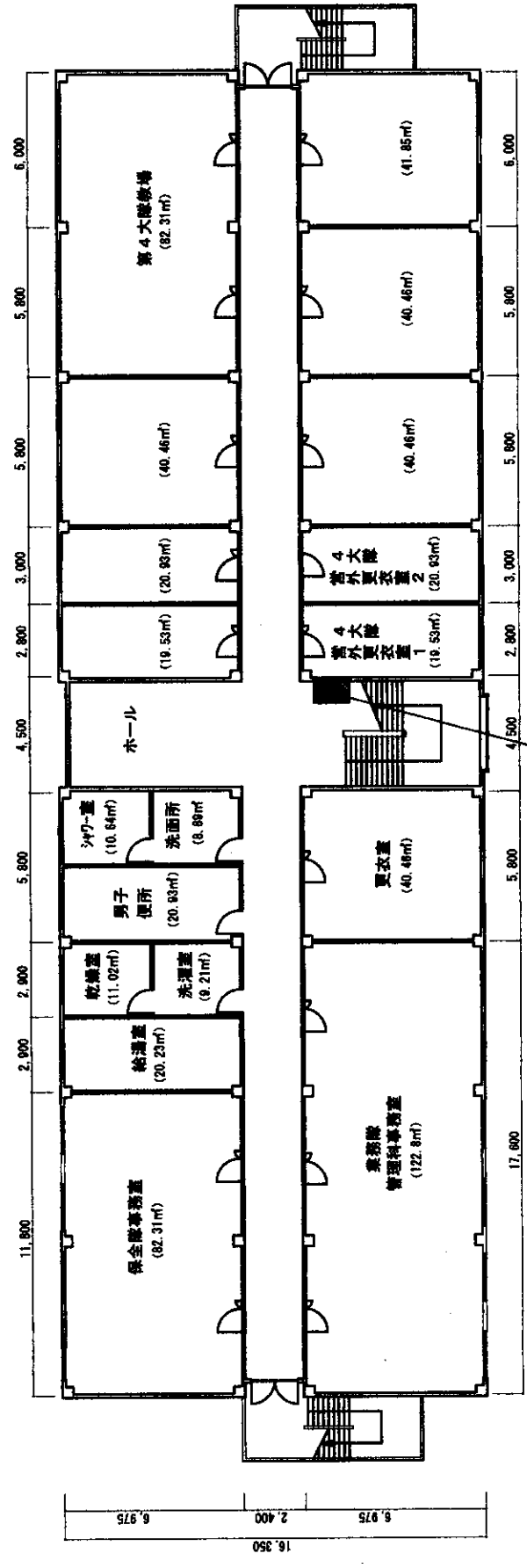
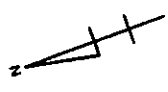
駐(分)屯地	久留米駐屯地	図面	隊舎平面図 (3階)		建物番号	123	縮尺	1:400	作成年月	6.3.31	図面番号及び番号	5/5-3
--------	--------	----	------------	--	------	-----	----	-------	------	--------	----------	-------



壁、天井

建物名称	隊舎
建築年月日	S37.3.23
建築面積	1,481.28
延べ面積	4,566.67

駐(分)屯地	久留米駐屯地	図面	隊舎平面図(3階)		建物番号	128	縮尺	1:250	作成年月	6.3.31	図面番号	5/5-4
地					番						及	び
											番	



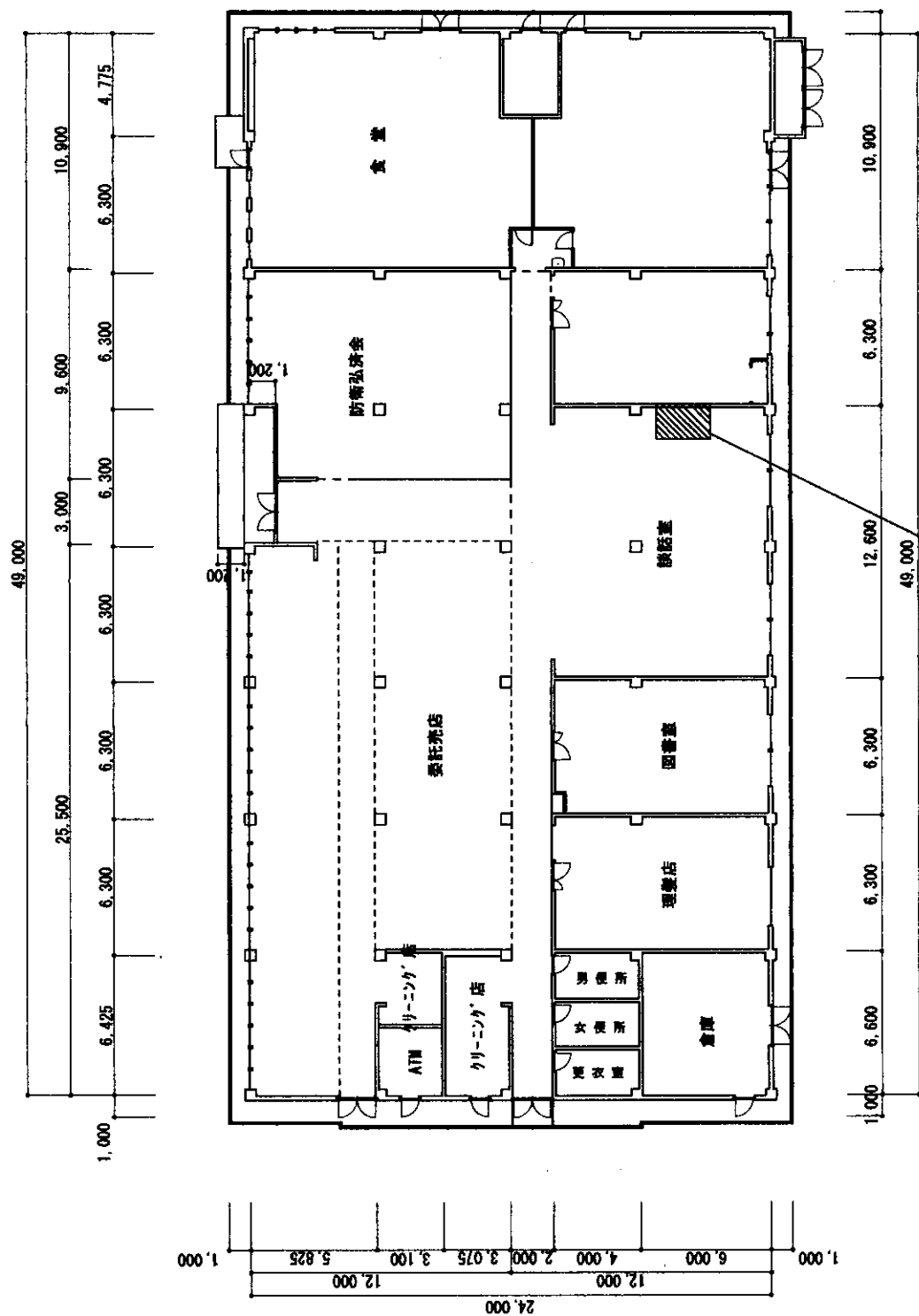
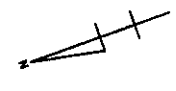
壁、天井

建物名称	隊舎
建築年月日	S39.3.30
建築面積	846.31
延べ面積	2,567.80





駐(分)屯地	久留米駐屯地	図面	厚生センター平面図	建物番号	196	縮尺	1:300	作成年月	6.3.31	図面番号及び番号	5/5-7
--------	--------	----	-----------	------	-----	----	-------	------	--------	----------	-------



建物名称	厚生センター
建築年月日	S59.3.23
建築面積	1,193.09
延べ面積	1,193.09



